

「運ぶ」を支え、環境と未来をひらく
ISUZU

グリーン調達ガイドライン



2017年10月

いすゞ自動車株式会社

目次

1. はじめに	1
2. 企業理念／行動指針	2
3. いすゞ地球環境憲章	2
4. 開発ベースコンセプト	3
5. 購買基本理念／基本方針／スローガン	3
6. お取引先様へのお願い事項	4～8
◇環境マネジメントに関するお願い	
1) 環境マネジメントシステムの構築	
2) 環境管理責任者の届出	
3) 環境関連法規の順守	
4) 環境パフォーマンスの向上	
5) 環境マネジメントシステム自主評価報告書の提出といすゞによる確認	
◇弊社に納入する部品・材料・サービスに関するお願い	
6) 環境負荷物質の管理	
7) ライフサイクルでの管理の取り組み	
8) 物流におけるCO ₂ 排出量、梱包・包装資材の低減	
7. その他、用語集	9

1. はじめに

昨今、持続可能な社会の実現に向け、環境負荷を低減する様々な取り組みが国際的に求められています。

いすゞ自動車はいすゞグループの環境ビジョンである「いすゞ地球環境憲章」に則り、「商業車とディーゼルエンジンにおけるグローバルリーディングカンパニー」を目指し、先進のディーゼル技術と商用車技術を駆使し最も燃費効率が高く、最もクリーンなディーゼルエンジンとその搭載車両を誰よりも早く、誰よりも経済的に開発し、安定的に供給し続けることが使命であると考えております。

この使命を達成するためにも、環境パフォーマンスの向上、GHG(Green House Gas:温室効果ガス)の排出低減による地球温暖化対策、環境負荷物質の適正管理による環境リスク低減などの環境マネジメントを推進することにより幅広い課題解決が可能になると考えます。

また、国際的にも地球環境保全は世界共通の最重要課題であると位置付けられており、環境活動は一層のグローバル化が求められています。

このような中、いすゞ自動車は更なるコミュニケーションの強化によりお取引先様と一体となってバリューチェーン全体の環境マネジメントを強化し、積極的に環境課題に取り組むことで持続可能な社会構築を目指します。

このたび、「グリーン調達ガイドライン」はこのような時代のニーズ、社会的状況に即した内容に改訂いたしました。

お取引先様におかれましては、本ガイドラインの趣旨をご理解いただき、弊社グリーン調達活動に、これまで以上のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

購買部門統括
常務執行役員

都築 成夫

2. 企業理念／行動指針

ISUZU

企業理念

「運ぶ」を支え、信頼されるパートナーとして、豊かな暮らし創りに貢献します。

行動指針

私たちは、信頼をすべての基本とし、自ら考え、行動し続けます。

(商品)「真のニーズを追求し、魅力ある商品・サービスの創造」

(自己)「約束を守り、誠実で、迅速な対応」

(組織)「世界の仲間とチームワークで達成」

3. いすゞ地球環境憲章

これまでも、これからも、人と地球の未来のために。
次の10年を見据えたいすゞの新たな誓いです。



◆基本方針

・豊かで持続可能な社会の実現

私たちは、多くの生命を育む美しい地球を維持し、将来の世代に経済と技術の発展の夢をつなげるために、地球環境と企業活動の調和を追求します。

・事業活動全体の環境負荷低減

私たちは、グループ企業や関連会社と協力し、トラックをはじめとする製品やサービスの事業全体を通して低炭素化や資源循環に努め、環境負荷を減らし続けます。

・社会活動への協調参加

私たちは、地球に暮らす企業市民として、国や地域の環境活動、社会貢献活動に積極的に参画し、社会との連携を推進します。

◆活動指針

1. 持続可能な社会の実現

経済と環境を両立させ、お客様に喜ばれる、環境に配慮した高付加価値の製品、サービスを提供する。

2. 環境技術開発の推進

材料投入から廃棄にいたる製品のライフサイクルを通して、環境負荷低減の技術開発でリードする。

3. 法の順守、自主取り組みの実施

環境関連法規の順守を徹底し、重要な環境負項目には自主目標を策定して、環境保全に取り組む。

4. 環境マネジメントシステム構築、関連会社との連携

事業にかかわる全てのグループ企業で環境マネジメントシステムを構築し、相互の協力によって環境活動の継続的レベルアップを図る。

5. 社会とのコミュニケーション、社会貢献の推進

製品とサービスと人材を通じた地域や社会との良好なコミュニケーションによって、豊かな社会づくりに貢献する。

6. 教育・訓練、環境マインドの育成

社員及びいすゞグループ一人ひとりの環境教育・訓練を通して、環境マインドのレベルアップを図る。

2010年4月1日改訂

4. 開発ベースコンセプト



5. 購買基本理念／基本方針／スローガン

購買基本理念

私たちは、購買活動を通じて円滑な生産活動が達成されるよう、購入品の満足のゆく品質と納期と数量を保証すると共に、購買市場を通じて新技術の提供に協力し、会社の利益に貢献します。

購買基本方針

- ①品質を第一に考え「お客様が満足する商品を創り出し、提供する」体制の構築を目指す。
- ②品質・価格・納期に於いて満足のいく商品であれば、国内・海外を問わず「公平・公正」な競争のもと調達することを目指す。

OPEN(Optimum Procurement to Embody the Needs)

購買活動の変革を促し、市場ニーズへの適合と最適調達ルートの確立。
変革のイメージを形にし、社内外へ発信することを目的とした購買スローガンです。

2010年7月13日制定



6. お取引先様へのお願い事項

弊社は、「いすゞ地球環境憲章」に則り、環境に配慮した事業活動に努めております。弊社方針に沿って、お取引先様には以下の依頼事項につきまして、具体的実務の中で取り組み状況を適宜確認するとともに、その結果を踏まえて必要に応じて改善活動等お願いさせていただきます。お取引先様におかれましては趣旨ご理解の上、以下ご対応の程よろしく願いいたします。

取り組み事項	環境取組の対象		
	部品等 注1	拠点 注2	物流 注3
◆環境マネジメントに関するお願い			
1. 環境マネジメントシステム構築	—	○	—
2. 環境ご担当者の届出	—	○	—
3. 環境関連法規の順守	—	○	—
4. 環境パフォーマンスの向上	—	○	—
5. 環境マネジメントシステム自主評価報告書の提出といすゞによる確認	—	○	—
◆弊社に納入する部品・材料・サービスに関するお願い			
6. 環境負荷物質の管理			
①弊社に納入される部品等の環境負荷物質管理 (部品、素材、副資材で最終的に弊社製品に組み込まれるものが対象)			
a) ISC-A00-008「部品への使用制限や報告義務のある物質」順守	○	—	—
b) 材料および環境負荷物質情報提供	○	—	—
c) 環境負荷物質の低減	○	—	—
d) 車室内VOC(Volatile Organic Compounds)の低減	○	—	—
②弊社内で使用する原材料・副資材の環境負荷物質管理 (最終的に弊社製品に組み込まれないものが対象)			
a) 弊社指定の環境負荷物質の含有禁止	○	—	—
b) 材料および環境負荷物質情報の提供	○	—	—
c) 設備の設置、工事等に伴う廃棄物の適正処理	○	—	—
7. ライフサイクル全体における環境での管理の取り組み	○	○	○
8. 物流に関わるCO ₂ 排出量、梱包・包装資材の低減			
弊社から委託、若しくはお取引先様が納入の際に使用する物流	○	○	○

注1 弊社に納入頂く委託車両、部品、用品、原材料、副資材、梱包・包装材、設備など。

注2 お取引先様の工場、事務所、営業所、物流施設など、事業に関係する場所。

注3 弊社への納入物流と弊社からの委託物流。

1)環境マネジメントシステムの構築

企業活動において環境保全活動を組織的に、また継続的に行っていくことが重要であり、そのためには環境マネジメントシステムの構築が必要不可欠であるとの観点から、弊社では、お取引先様に対し、環境マネジメントシステムの構築をお願いしております。

ISO14001の認証取得を基本としますが、以下の認証取得につきましても環境マネジメントシステムを構築したものとみなします。

- ・エコステージ^{※1}
- ・エコアクション21^{※2}
- ・KES^{※3}

すでに環境マネジメントシステムを構築済のお取引先様につきましては、認証の継続と運用面でのレベルアップをお願い致します。

お取引先様の認証取得状況につきましては、別途、調査をさせていただきますが、弊社購買システム(IMPULS)による登録も可能ですので、ご活用下さい。

加えまして、各社様の2次以降のお取引先様にも積極的に環境活動や環境マネジメント構築の推進にご協力頂きますようお願いいたします。

2)環境ご担当者様と連絡窓口の届出

お取引先様の環境マネジメント活動の取り組みにつきまして、環境ご担当者様の選任をして頂き、弊社いすゞサプライヤーポータル(ISP)にて届出を行ってください。環境ご担当者様を通じて、弊社の活動の内容をお伝えするとともに、弊社とお取引先様の環境活動を推進して参ります。

尚、弊社からの連絡窓口として、環境ご担当者様と異なる連絡先をご希望の場合は、別途連絡窓口となる方を選出し、届出をして頂くようお願いいたします。環境ご担当者様と変わりがない場合は、同じ方をご登録頂きますようお願いいたします。

また、環境ご担当者様、並びに連絡窓口の変更がございましたら、随時登録情報の変更を行って頂きますようお願い致します。

いすゞサプライヤーポータル(ISP)URL … <https://www.isuzusupplierportal.com>

3)環境関連法規の順守

いすゞ自動車では、企業の社会的責任の一つとして、法令順守の徹底に取り組んでおります。環境関連法規の順守は幅広い環境活動を推進する前提となる一方で環境問題のグローバル化に伴い、環境関連の法規制はますます多様化、かつ拡大しています。

お取引先様におかれましてもグローバルの視点で事業活動における環境関連法規の順守をお願い致します。

また、法規制の改正動向にも十分に留意され、今後とも継続的、かつ適正な対応をお願い致します。

4)環境パフォーマンスの向上

お取引先様の事業活動におかれましても、以下の環境パフォーマンスが向上するよう、積極的な取り組みをお願い致します。

- ①省エネルギー活動の推進
- ②CO₂など温室効果ガス排出量の低減
- ③水使用量の低減
- ④廃棄物排出量の低減と廃棄物の適正処理
- ⑤PRTR^{※4}対象物質の排出量低減
- ⑥VOC^{※5}排出量の低減

5)環境マネジメントシステム自主評価報告書の提出と弊社による現地確認の実施

弊社では、お取引先様の環境への取り組み・体制に対する評価を「環境マネジメントシステム自主評価報告書」にて毎年実施致します。

お取引先様におかれましては環境マネジメントシステム構築を基盤に、継続的活動に努めて頂き、常に推進内容が判るような取り組みをお願い致します。

また、必要に応じて現地確認を実施させて頂くことがあります。

6)環境負荷物質の管理

①弊社に納入される部品等の環境負荷物質管理

SAICM^{※6}に基づき環境リスクの懸念がある物質の使用を禁止・削減するだけでなく、リスクを評価して管理した上で適切に使用するという考え方に基づく法規制が世界的に施行されてきております。いすゞ自動車ではGADSL^{※7}、ELV指令^{※8}、REACH規制^{※9}などに基づき調達する資材・部品の含有データを収集・把握し適切に管理しています。

弊社に納入頂く部品等につきましては、以下の項目について、順守とご協力をお願い致します。

a) ISC-A00-008「部品への使用制限や報告義務のある物質」の順守

お取引先様におかれましては、弊社の規格でありますISC-A00-008「部品への使用制限や報告義務のある物質」に基づいた環境負荷物質の管理をお願い致します。当規格にて使用禁止となっている物質の使用中止、および用途以外の使用が禁止されている物質の用途外での使用中止をお願い致します。また、報告義務のある物質につきましては、弊社担当部署への報告をお願い致します。

b) 材料および環境負荷物質情報の提供

弊社では環境負荷物質の低減、およびリサイクル率の向上を目的として、部品等の材料データをIMDS^{※10}を活用して収集しております。弊社担当部署より、IMDSへの入力要請がありましたら、部品等の材料データをIMDS経由で提供願います。

IMDSへの入力にあたっては、IMDSのルール(レコメンデーション001~023)、および弊社「ISUZU IMDS運用マニュアル」に従って入力をお願い致します。

上記のルール、およびマニュアルはIMDSの公式ホームページで最新版をご覧頂けます。

・IMDSの公式ホームページ

<https://public.mdssystem.com/ja/web/imds-public-pages/home>

・IMDSのルール(レコメンデーション001~023)

閲覧するには、IMDSシステムに登録(企業登録)する必要があります。上記IMDSの公式ホームページから、「初めてご利用頂く方へ」⇒「企業登録」と進み、「オンライン登録」をクリックし、必要事項を入力して申し込みをしてください。ユーザーIDとパスワードを取得した後、次のURLからログインしてください。

<https://www.mdssystem.com/imdsnt/faces/login>

・ISUZU IMDS運用マニュアル

https://public.mdssystem.com/documents/10906/17094/isuzu_imds_entry_manual_ver.7_0_ja.pdf

弊社製品に組み込む副資材については、安全に取り扱うための情報提供をお願いしております。弊社担当部署より要請がありましたら、SDS^{※11}(安全データシート)の提出をお願い致します。

c) 環境負荷物質の低減

弊社では、使用禁止となっている物質以外の環境負荷物質についてもその低減に取り組んでおります。ISC-A00-008「部品への使用制限や報告義務のある物質」において用途以外の使用が禁止されている物質、または報告義務のある物質につきましては、使用量の低減と代替材料の検討をお願い致します。

d) 車室内VOCの低減

弊社では、(財)自動車工業会で定める「車室内VOC低減に対する自主取り組み」に基づき、車室内VOCに配慮したクルマづくりに積極的に取り組んでおります。車室内VOCは、車室内のさまざまな部品から揮発する成分の混合物であるため、お取引先皆様のご協力を得ながら、各部品から放散するVOC低減の持続的活動の取り組みが必要となります。

VOC低減の持続的活動とは、

- ①VOCを含有する原材料を使用しないこと
- ②製造工程(製造、保管、搬送等)におけるVOC汚染を防止すること
- ③結果として、弊社のVOC放散量の規格を満足すること

であります。

今後も新規部品及び変更部品を対象に、上記活動の継続実施をお願い致します。

②弊社内で使用する原材料・副資材の環境負荷物質管理

(最終的に弊社製品に組み込まれないものが対象)

弊社の事業所内で使用する原材料・副資材等については、以下の項目への対応をお願い致します。

a) 弊社指定の環境負荷物質の含有禁止

弊社の事業所内で使用する原材料・副資材については、環境負荷物質の種類、および含有の程度に応じて、「使用禁止」、「条件付使用可」の制限を設けております。弊社指定の環境負荷物質を含有されないようお願い致します。詳しくは、弊社事業所内の各担当部署にお問い合わせ下さい。

b) 材料および環境負荷物質情報の提供

弊社の事業所内で使用する原材料・副資材についても、安全に取り扱うための情報提供をお願いしております。弊社担当部署より要請がありましたら、SDS(安全データシート)の提出をお願い致します。

c) 設備の設置、工事等に伴う廃棄物の適正処理

弊社内におけるお取引先様による設備の設置、工事等の場合、発生しました廃棄物等は、お取引先様の責任において処理をお願い致します。

7) ライフサイクル全体における環境での管理の取り組み

弊社では、ライフサイクル全体における環境負荷を把握するため「CO₂」「エネルギー」「水」「廃棄物」の使用量について排出量を評価し、削減に努めています。

お取引先様におかれましても、製品・サービスのライフサイクルにおける環境負荷の評価、データの提供をお願い致します。具体的には、省エネ法^{※12}に基づき、すべてのお取引先様がエネルギーの把握をされていることを前提に、今後年次で頂くデータ(たとえばCO₂排出量、CO₂削減計画など)をもとに、お取引先様と連携し、サプライチェーン全体における環境負荷削減に向けた取り組みを推進致します。調査の内容・項目につきましては、別途依頼する「環境マネジメントシステム自主評価報告書」をご確認願います。

8) 物流におけるCO₂排出量の削減と梱包・包装資材の低減

弊社は更なるCO₂削減を目指し、物流におけるCO₂排出量の低減に積極的に取り組んでいます。また、梱包・包装資材についても使用量の低減も合わせて推進しています。

併せて「みまもりくんオンラインサービス^{※13}」の導入奨励によるECOドライブや環境データの把握のサポート、環境対応車を幅広く活用することで、環境保全に貢献します。

弊社から委託、若しくはお取引先様が納入の際に使用する物流

弊社製品(完成車両、コンポーネント、部品等)、および生産用部品の物流をお願いしているお取引先様におかれましては、弊社の物流CO₂排出量の低減に関する取り組みをご理解頂き、弊社とともに輸送効率の向上、ならびに省燃費運転に向けた更なる活動推進をお願い致します。また、梱包資材、および包装資材についてもその使用を必要最小限に留め、廃棄物の低減をお願い致します。

7. その他、用語集

1. お取引先様からご提供頂いた情報は、いすゞグループの環境活動推進以外の目的では使用することはありません。
2. 本ガイドラインの内容は、法規制、社内規定等の改訂により、変更する場合があります。
3. 本ガイドラインに関しての問い合わせ先 ;いすゞ自動車購買部門 購買業務部 (TEL 0466-45-9547)

※1 エコステージ

一般社団法人エコステージが運営する環境マネジメントシステムに関する認証・登録制度

※2 エコアクション21

環境省が策定し、財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センター(IGES-CfS)が運営する環境マネジメントシステムに関する認証・登録制度

※3 KES

特定非営利活動法人 KES環境機構が運営する「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」に基づく審査・登録制度

※4 PRTR(Pollutant Release and Transfer Register)

特定の化学物質が、どこから、どのくらい、大気・水域・土壌などへ排出されているか、廃棄物などとして移動しているかを把握し、集計・公表する仕組み

※5 VOC(Volatile Organic Compounds)

ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、テトラデカン等の揮発性有機化合物

※6 SAICM(Strategic Approach to International Chemicals Management)

国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ

<http://www.env.go.jp/chemi/saicm/>

※7 GADSL : <https://public.mdsystem.com/ja/web/imds-public-pages/gadsl>

日米欧の自動車・化学業界で合意された業界共通の管理化学物質リスト

※8 ELV指令(End of Life Vehicle)

2000年に発効した「使用済みの自動車のリサイクル指令(2000/53/EC)」使用済み自動車による環境負荷削減のために製品中の化学物質使用制限と高いリサイクル率を確保するための回収基盤構築を求めている

※9 REACH規制(The Resistration, Evaluation, and Restriction of Chemicals)

2007年に発効した「化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規則」

化学物質管理の企業責任を求めており、自社で使用・含有する化学物質の把握・リスク評価のみならずサプライチェーンにおける管理が義務付けられている

※10 IMDS(International Material Data System)

インターネットを介して部品の材料構成、及び化学物質情報を収集するシステム

※11 SDS(Safety Data Sheet)

安全データシート。化学物質が含まれる原材料などを安全に取り扱うために必要な情報を記載したもの

※12 省エネ法

エネルギーの使用の合理化等に関する法律

※13 みまもりくん

個々の車両に装着した「みまもりユニット」の情報をもとに、物流をサポートする運行管理と動態管理をトータルサポートするシステム

環境担当者届出書



【様式301】

いすゞ自動車株式会社
購買部門 購買業務部長 宛

環境担当者、及び連絡窓口を下記の通り(**任命**) ・ 変更) しましたので届出致します
記

1. 環境担当者

コード	: 9999
会社名	: 五十鈴部品株式会社
所 属	: 総務部
役 職 名	: 常務取締役
氏 名	: 五十鈴 一郎
E-mailアドレス	: Ichiro_Isuzu@notes.isuzu.co.jp
連 絡 先	: (TEL) 012-123-1234 (FAX) 012-321-4321
主たる事業所住所	: 神奈川県藤沢市土棚8番地 (弊社への主たる納入品製造事業所)

2. 連絡窓口 (営業など必要に応じて記入ください)、

所 属	: 第一営業部
役 職 名	: グループリーダー
氏 名	: 五十鈴 太郎
E-mailアドレス	: Taro_Isuzu@notes.isuzu.co.jp
昼間連絡先	: (TEL) 012-123-4321 (FAX) 012-321-1234

3. 環境担当者の社内での位置付け (組織図又は職制表等を添付)

- 添付 ※開示できない箇所は白抜きや黒塗りでも可
- 未添付理由… 前回提出時から変更がない
- その他 ()

4. その他特記事項

※何もない場合は空欄で可

以上

※上記に変更がある場合は、一ヶ月以内に通知致します。

(提出部数) 原本 1 部
(帳票経路) 取引先企業→いすゞ自動車株式会社 購買業務部長